

# 「国の出先機関の原則廃止」に向けた取組状況について

## アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～ の概要

(平成 22 年 12 月 28 日 閣議決定)

### 1. 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進

- (1) 広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備(具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・調整)
- (2) 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本
- (3) 移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる  
また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保(税源移譲も検討)
- (4) 平成 24 年通常国会に法案提出、26 年度中の事務・権限の移譲を目指す

### 2. 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限の取扱い

- (1) 直轄国道  
一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本
  - (2) 直轄河川  
一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本
  - (3) 公共職業安定所(ハローワーク)  
希望する地方自治体において、無料職業紹介、相談業務等を地方自治体の主導の下、一体的に実施  
(特区制度の提案にも誠実に対応。国と地方自治体が具体的に協議して設計)
- 当該一体的な実施を3年程度行い、その過程でもその成果と課題を十分検証することとし、地方自治体への権限移譲について検討  
(その際、ILO 第 88 号条約との整合性、雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意)

円滑かつ速やかな実施のための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける

### 3. その他

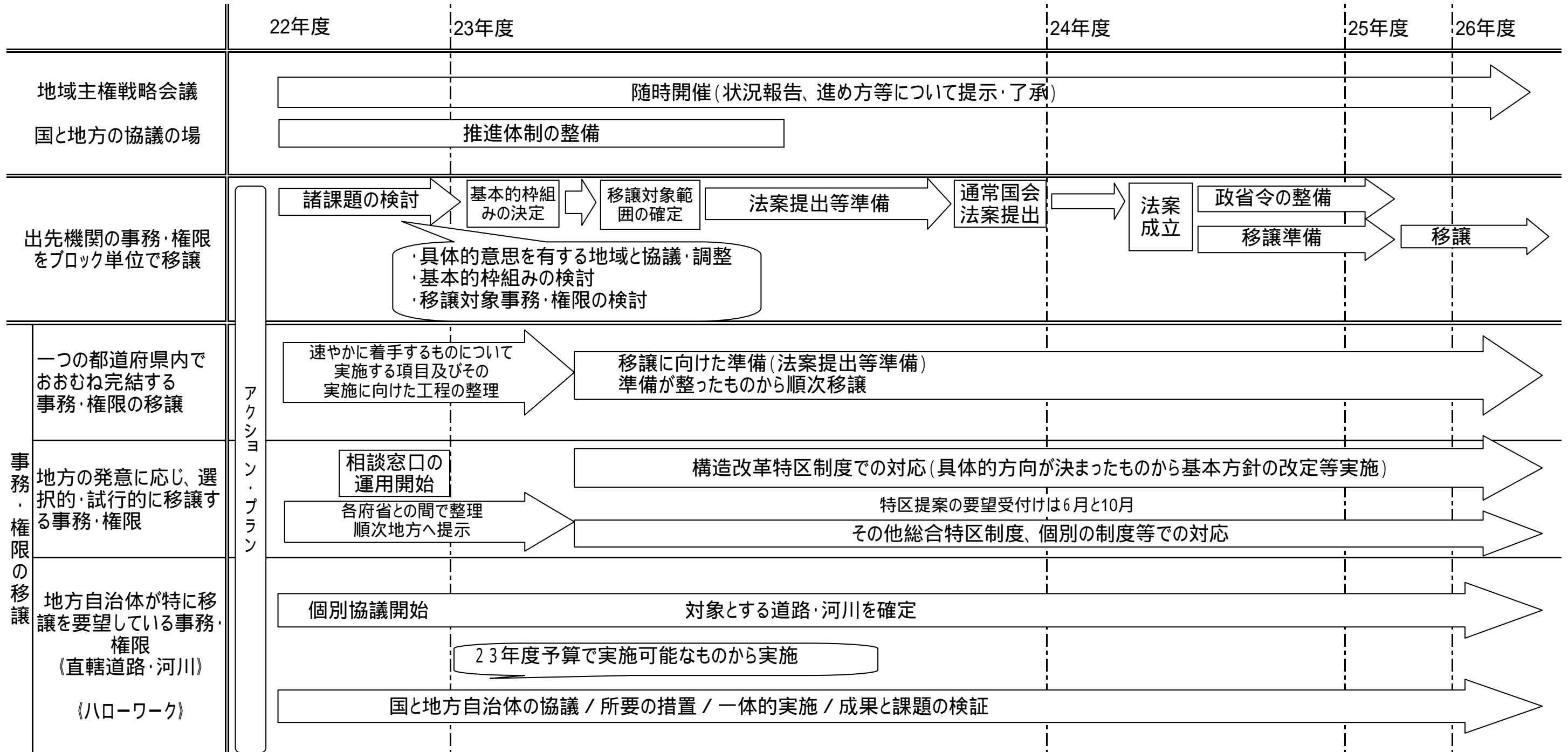
- (1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については、都道府県に移譲
- (2) 地方自治体の発意に応じ選択的实施等を行う事務・権限については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的移譲を円滑に推進(相談窓口等の体制整備を実施)

### 4. 国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化

### 5. 財源・人員の取扱い

- (1) 財源の取扱い  
事務・権限の移譲及び人員の移管等に伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる
- (2) 人員の移管等の取扱い  
国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備  
地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等を構築

## 出先機関改革の今後のスケジュール(イメージ案)



出先機関のスリム化・効率化、事務・権限の移譲に際しての財源・人員の取扱いについては、適宜検討

## 関西広域連合における国出先機関対策について

(広域連合資料より本県作成)

### 1 「国出先機関対策委員会」の設置

- ・ 政府が進める国の出先機関の原則廃止の実現に向けて、関西広域連合として府県が単独で処理できない広域事務のあり方などについて検討し、国に対し要請していくための機関を関西広域連合に設置(平成22年12月4日)。
- ・ 関西広域連合参加団体の長で構成(必要に応じて不参加団体にもオブザーバー参加を要請)
- ・ 委員長 橋下徹大阪府知事、副委員長 山田啓二京都府知事
- ・ 委員会の下に事務レベルの「検討会」を設置。

### 2 検討事項

- ・ 重点的に移譲を求める広域事務の選定
- ・ 具体的な事務処理の仕組み(広域連合の不参加団体と連携して処理する方策の検討を含む)
- ・ 国の出先機関の人員の取扱
- ・ 財源確保の方策
- ・ 工程、スケジュール など

### 3 検討会の設置

- ・ 検討会は、以下の項目について事務レベルでの調査・検討を行う。

各出先機関の事務・権限、予算、組織・人員  
意思決定過程における本省との関係・役割分担  
独立行政法人などとの関係  
財源移管・人員取扱いに関する具体的な手法

	幹事府県	事務局
(1) 出先事務移管検討会	和歌山県	本部事務局
(2) 経済産業局移管検討会	大阪府	
(3) 地方環境事務所移管検討会	鳥取県	
(4) 地方整備局移管検討会 河川砂防部会 道路部会 その他部会	〔総括〕京都府 滋賀県 和歌山県 京都府	
(5) 地方農政局移管検討会	兵庫県	
(6) 財源・人員移管検討会	兵庫県、徳島県	

### 4 国への提案

- 平成 22 年 12 月 16 日 内閣府地域主権戦略会議において、「国出先機関を関西広域連合へ移管すること」、「協議の場を設置すること」等を提案
- 平成 23 年 1 月 25 日 内閣府地域主権戦略会議において、「国と関西広域連合の協議の場の早期設置と開催」を提案
- 平成 23 年 2 月 17 日 内閣府地域主権戦略会議 アクション・プラン推進委員会において、国出先機関の「丸ごと」移管に向けた、課題の整理と今後の方針を提案

## 国の出先機関の原則廃止に向けた本県の取組

### 1 国の出先機関の事務・権限等に係る調査・検討

国出先機関の原則廃止に向けた動きについて、庁内での情報共有を図るとともに、事務・権限の受け入れに伴う諸課題等について調査・検討を行い、移管に備える。併せて、調査結果等を関西広域連合での検討に反映させる。

### 2 広域での取組

#### (1) 関西広域連合における取組

平成 23 年 2 月 20 日に開催された広域連合委員会において、国出先機関対策委員会に検討会を設置することが決定され、本県は、地方整備局移管検討会の中の河川砂防部会を担うこととなった。

今後、庁内での調査・検討結果も活用しながら、構成府県との連携のもと、近畿地方整備局の現状を把握するとともに、丸ごと移管に向けた諸課題を整理していく。

#### (2) 中部圏での取組

平成 22 年 11 月に開催された中部圏知事会議で、国の出先機関の受け入れについて、基礎的な勉強、意見交換、情報収集を行うことについて合意された。これを受け、事務レベルで、国出先機関の事務・権限についての実態把握等を行っていく。

### 3 市町への情報提供・意見聴取

国出先機関が所管する事務・権限の中には、道路や河川など地域住民の生活や市町の政策等に影響を与えるものがあることや、アクション・プランに、直轄道路、直轄河川の移管に際しては、関係市町村長の意見を聞くとされていることを踏まえ、市町との情報共有や意見交換等を行い、移管に向けた意思疎通を図る。

### 4 県民への周知、気運の醸成

国の出先機関改革の動きや事務・権限の移譲による住民へのメリット等について、県広報誌やシンポジウム等の開催を通じて、広く県民に周知を図ることにより、国出先機関の事務・権限の移譲に向けた気運の醸成を図る。